

経済労働委員会記録

<第3号>

令和7年第5回沖縄県議会（9月定例会）閉会中

令和7年10月21日（火曜日）

沖縄県議会

経済労働委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 令和7年10月21日 火曜日

開会 午後2時01分

散会 午後2時06分

場所

第1委員会室

議題

1 サトウキビ産業の維持・発展に向けた新製糖工場建設に関する意見書・
決議について

出席委員

副委員長 次呂久成 崇
委員 新里治利
委員 仲村家治
委員 座波一
委員 儀保唯
委員 上原快佐
委員 仲村未央
委員 上原章
委員瀬長美佐雄
委員當間盛夫

※儀保唯委員はオンライン出席

欠席委員

委員長 新垣淑豊
委員 大浜一郎

○次呂久成崇副委員長 ただいまから経済労働委員会を開会いたします。

本日は儀保唯委員から、オンライン出席の申出があり、委員長に確認の上、出席を許可したことを御報告いたします。

○次呂久成崇副委員長 儀保唯委員。

○儀保唯委員 はい。聞こえます。

○次呂久成崇副委員長 オンラインでの出席を確認いたしました。

それでは、サトウキビ産業の維持・発展に向けた新製糖工場建設に関する意見書及び同決議を議題といたします。

議員提出議案として意見書及び決議を提出するかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書及び決議の取扱いについて協議した結果、議員提出議案として提出する。提出者は本委員会の全委員及び本委員会に所属しない沖縄社会大衆党会派所属議員にも呼びかけるものとする。提案理由説明者は委員長とする。要請方法は全て直接要請とする。議長に対して早急に議決すること及び関係要路に要請するため、議会代表を派遣し、そのうち県内については本委員会の委員を派遣するよう申し入れることで意見の一致を見た。)

○次呂久成崇副委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

サトウキビ産業の維持・発展に向けた新製糖工場建設に関する意見書及び同決議を議員提出議案として提出することとし、提出方法等については、休憩中

に御協議いたしましたとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○次呂久成崇副委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、予定の議題は終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

副 委 員 長 次呂久 成 崇